

「双発機による長距離進出運航実施承認審査基準」の一部改正について

平成 20 年 4 月 30 日

国土交通省 航空局 技術部
運航課・航空機安全課

1. 背景

双発の飛行機による長距離進出運航の安全を確保するため、国際民間航空条約附属書においては、航空運送事業の用に供する双発の飛行機が着陸可能な飛行場から一定の距離を超える地点を飛行する場合には、航空当局の承認を受けなければならないこととされています。我が国では、航空運送事業の用に供する双発の飛行機が、無風状態において一発動機不作動時の巡航速度で着陸可能な飛行場から 60 分の距離を超える地点を飛行する場合には、事業の形態及び飛行機の大きさを問わず、航空局の承認を受けることを求めてきました。

従来は、航続距離の関係等から、小型・中型の双発の飛行機（いわゆるビジネスジェット機）による長距離飛行はあまり行われてきませんでした。最近では、長距離を飛行する能力のあるビジネスジェット機の増加に伴い、ビジネスジェット機を用いたチャーター事業も増えてきており、既に欧米においては、これらの運用の実態を踏まえた長距離進出運航に係る基準が設けられています。さらに、国際民間航空機関でも同様の規定を国際民間航空条約附属書に追加することについて検討が進められています。

このような背景の下に、国土交通省航空局では、学識経験者から構成される「航空安全基準検討委員会」における審議を経て、本邦航空運送事業者がビジネスジェット機を用いてチャーター事業を行う場合に適用される長距離進出運航の基準を改めることとしました。

2. 改正の概要

国土交通省航空局では、「双発機による長距離進出運航実施承認審査基準」を改正し、客席数が 19 以下であり、かつ、最大離陸重量が 45,500 キログラム以下の双発の飛行機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）については、無風状態において一発動機不作動時の巡航速度で、着陸可能飛行場からの飛行時間が 180 分以内の地域を飛行する場合に航空局の承認を得なくてもよいこととする予定です。

3. スケジュール(予定)

適用:平成 20 年 6 月

以上